

令和3年11月9日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年11月9日(火)
13時55分～14時28分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 24号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第 25号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件
議案第 26号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他連絡事項

出席委員 19名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	14番 加賀谷 良雄
4番 坂 田 信 一	15番 高 田 太 衛
5番 日 光 善 治	16番 碓 善 秋
6番 三 輪 和 雄	17番 木 村 鉄 雄
7番 吉 江 秀 一	18番 沼 田 吉 雄
8番 前 田 真 一 郎	19番 渋 谷 忠 司
9番 西 尾 和 三 郎	20番 唐 島 隆 夫
10番 多 田 博 次	

欠席委員 13番 宮 西 勝 昇

令和3年11月9日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>ご苦勞様でございます。定刻前ですが、ご出席の皆さんがお揃いですので11月度の総会を始めさせていただきたいと思ひます。本日は、久しぶりの雨で寒さが染みる日となりました。おかげ様で、コロナも大分少なくなつて、安心できるような体制になってきたと思ひます。また、先日から、委員さん方には利用状況調査のご協力、ありがとうございました。調査の判断基準が難しいと思ひ所もありましたが、事務局の方で整理をよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会11月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、宮西委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。14番の加賀谷委員さん、15番の高田委員さんにお願ひいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第24号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第25号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計3件</p> <p>○議案第26号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号11番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は4筆で、合計面積は5,509㎡となっております。譲渡人は〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。位置図については、1ページから4ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしている</p>

	ものであります。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号11番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは、報告いたします。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人が〇〇の〇〇さんです。譲受人の〇〇さんにお話を伺ってきました。譲渡人の〇〇さんの旦那さんがお亡くなりになり、土地を相続されたのですが、〇〇さんは田んぼはいらないということで、亡くなった旦那さんのご兄弟に譲りたいということでしたが、ご高齢であるため、その息子さんに所有権を移転したいということでした。特に問題はないと思います。以上です。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第24号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第24号については「承認」といたします。 続いて、議案第25号の「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第25号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページと3ページをご覧ください。 受付番号26番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇さん、賃借人が〇〇です。申請地は、〇〇342-1外1筆、登記地目が田、現況は畑です。2筆の合計面積が354㎡で、車両及び資材置場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、5ページから8ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号26番につ

	いて、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。賃貸人は〇〇さん、賃借人の〇〇は息子さんの会社です。お父様の〇〇さんにお話を伺ってまいりました。〇〇は、以前は自宅の横で仕事をされていましたが、現在は〇〇の方へ移転されました。車両や資材を置くスペースが足りなくなってきたということで、父親の〇〇さんの土地を借りたいという申請です。位置図にあるように、ビニールハウスとコンテナを設置して部品を置く予定にされています。部品等を置く際に、隣接の農地にオイル等を流出させないなど、迷惑をかけない配慮をしてくださいとお願いしました。必ず守りますというお返事でしたので、よろしく申し上げます。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号27番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号27番は、所有権の移転ということで、譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。申請地は〇〇5535外1筆、地目が畑です。2筆の合計面積が229㎡、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については9ページから13ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号27番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは、報告いたします。今回の申請地は、〇〇の〇〇ができる土地の向かいになります。こちらに新居を建設したいということです。譲受人の〇〇さんにお話を伺ってきました。現在お住まいの住宅の除雪が困難で出入りが難しいということで、こちらに移転したいということでした。また、こちらに新築されて現在の住宅を賃貸して、その収入を子供たちの学費等に充てたいということでした。現在のお住まいは袋小路のつきあたりで、確かに除雪は困難だと思いました。どうかよろしく申し上げます。</p>

会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号28番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号28番は、使用貸借権の設定ということで貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんです。申請地は、〇〇1102-1外3筆、登記地目が田、現況は公衆用道路です。4筆の合計面積が397㎡で、昭和52年頃から公衆用道路及び宅内道路敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、14ページから17ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号28番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	貸人が、〇〇の〇〇さん、借人が、〇〇の〇〇さんです。昭和52年頃、〇〇さんのお父様が住宅団地を造ろうとしましたが、その後、破産宣告を受けられて競売にかかっています。その時はまだ建物は無く、道路があったそうですが、住民の方もその時は簡単に思っていたそうです。破産宣告もされて、手続きの経費が払えない為、地目はそのままになっていましたが、近所の方が今のうちに申請をした方がいいのではないかということになり、今回申請をされたそうです。どうぞよろしくをお願いします。以上です。
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
〇〇委員	この借人の〇〇さんはどういう方ですか。こちらにお住まいでもないので、どういうご関係の方ですか。
会長	貸人の〇〇さんの姉妹のお婿さんで、競売でこちらを購入されたそうです。
〇〇委員	わかりました。

会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第25号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第25号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第26号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第26号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。4ページをご覧ください。小矢部市長より農用地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が15件で、すべて新規で、面積が153,089㎡となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」はありません。申請の内容は6ページから9ページに記載のとおりです。また、配分先は別紙にて記載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので「異議なし」として議案第26号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第26号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしく申し上げます。</p>

事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2) 非農地通知について</p> <p>3) 業務報告・予定</p> <p>4) その他連絡事項</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>先日、常設審議委員会において、コロナ禍における米価下落対策に関する要望書を、農業委員会、農業法人、稲作経営者協議会から県知事に提出されましたことを報告しておきます。</p>
会長	<p>他に無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>皆さん、本日のご審議ありがとうございました。先月は利用状況調査のご協力ありがとうございました。今回は、困難な場所がたくさんあったかと思います。ご苦労様でした。これから、ますます寒くなりますので、健康に留意されてお過ごしください。以上をもちまして、11月の総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
	<p>— 11月総会終了—</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和3年11月9日

会長 宇川 傳 浩

議事録署名委員 14番 加賀谷 良雄

15番 高田 太衛